

## 医師スキルアップ支援補助金の実施に係るQ & A

### 【資格の取得・更新について】

Q 1 補助の対象となる資格とは、具体的に何か。

A 1 以下の①～③の3つです。

- ① 「医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項」（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号に基づき広告することができる医師の専門性に関する資格の取得又は更新。
- ② ①の専門性に関する資格の取得等に関する指導医の取得又は更新。
- ③ 「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」（平成16年3月18日付け医政局発031 8008）に則った臨床指導医講習会の受講

※ ①に関しては、医師56資格資格です(厚労省にて随時追加の可能性あり)。

<http://www.mhlw.go.jp/content/001063553.pdf>

また、一般社団法人日本専門医機構等が認定を行う資格についても対象としています。

**対象となるか各自申請前にホームページ等で確認の上、申請してください。**

※ 上記以外の専門医等の資格取得については、当該年度の予算の状況等も踏まえて補助対象とする場合があります。

「**広告することができる医師の専門性に関する資格を有することが「要件」となる資格（上位資格）について補助を希望する場合は、その根拠となる書類（受験申請要件に「〇〇専門医（広告可能な資格）であること」と記載されているホームページ写しなどを添付の上、申請してください。（なお、その内容審査や予算の状況等によっては補助対象とすることができない場合もあり、その際は交付申請内容の修正を行っていただきますので、御承知置きください。また、毎年度予算の状況等により判断しているため、過去に補助対象となったものが今年度補助対象と取り扱われるとは限らないことも、あわせて御承知置きください。）**

Q 2 専門医、指導医の取得又は更新が複数あった場合、補助の対象となるのは、そのうち1つだけなのか。

A 2 そのとおりです。

例えば、3つのスキルアップに取り組んだ場合（指導医の取得、2種類の専門医の更新）、そのうち1つのみが対象になります。

Q 3 専門医、指導医の取得又は更新のために必要となる単位取得のための学会、セミナー、研修等への参加に要した経費や会費、資格維持のための年会費等は補助の対象となるか。

A 3 対象となりません。

対象となるのは、専門医、指導医の取得又は更新について、最終的な合否判定がなされる試験や手続等に要した経費になります。ただし、試験中にあるセミナーや研修といった試験と一体となっているものは対象となります。

Q 4 補助金の申請後に、専門医、指導医の取得又は更新に関連して発生する経費も、補助の対象となるのか。

A 4 対象となりません。

対象となるのは、書類等により申請までに支出したことが確認できる経費になります。なお、原則として、申請は、最終的な合否判定のする試験等の実施が含まれる年度に行うこととなります。

Q 5 試験に合格できずに資格が取得できなかった場合も、補助の対象となるのか。

A 5 対象となります。

ただし、申請書（別記様式第1号）には、資格を取得できたかどうかの情報を記載する必要があります。

Q 6 異動してきた医師がスキルアップに取り組んでいる途中だった場合、補助の対象となるのか。

A 6 対象となります。

ただし、所属して以降に、スキルアップの取組に要した経費が対象となります。  
以下の例においては、c、dが対象となります。

(例)



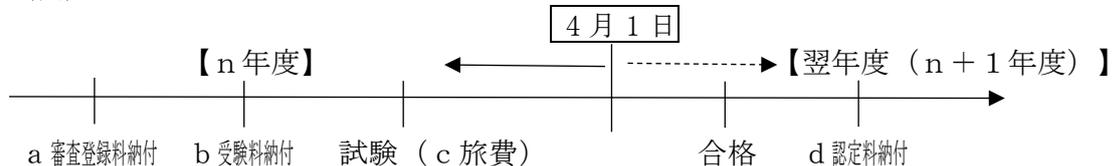
Q 7 n年度に試験を受け、翌年度 (n+1年度) に合否の結果が出る場合の申請の方法 (補助対象経費を含む) はどうなるのか。

A 7 原則として試験等が実施されるn年度を補助対象としていますが、次の①、②のどちらかの年度で申請することを可能としております。

① n年度に a、b、c を申請し、翌年度 (n+1年度) に合否のみを報告する。

② n年度は申請せず、翌年度 (n+1年度) に d のみを申請する。

(例)



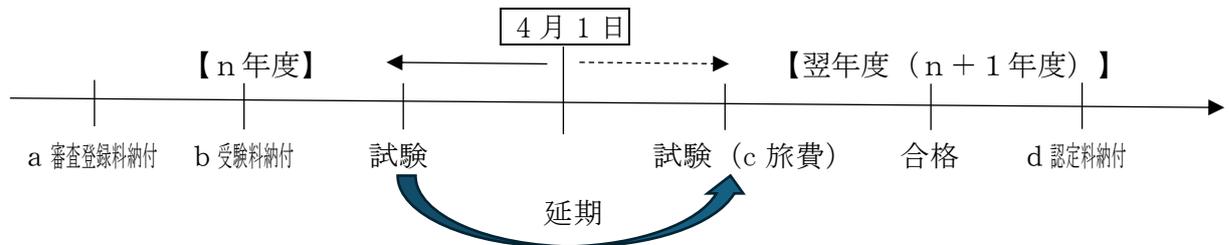
Q 8 n年度に受験料等の納付を済ませ試験を受ける予定であったが、運営側の事情により試験が翌年度 (n+1年度) に延期されてしまった場合の申請の方法 (補助対象経費を含む) はどうなるのか。

A 8 Q 7と同様に次の①、②どちらかの年度で申請することを可能としております。

① n年度に a、b を申請し、翌年度 (n+1年度) に受験、合否を報告する。

② n年度は申請せず、翌年度 (n+1年度) に c、d を申請する。

(例)



### 【コース・メンターへの補助について】

Q 9 コース・メンターとは何か。また、なぜ、コース・メンターのみ学会等への参加を補助対象とするのか。

A 9 コース・メンターとは、宮崎県キャリア形成プログラムのコースを策定している県内の専門研修プログラム基幹施設において、キャリア形成プログラム適用医師に定期的な面談等を行う相談役として、宮崎県地域医療対策協議会の委嘱を受けた先輩医師です。

令和5年度の要綱改正時に、コース・メンター自身のキャリア形成を支援するため、コース・メンターにのみ「学会等への参加」を対象スキルアップとして追加しています。

Q 10 コース・メンターの対象スキルアップである「学会等への参加」とは、具体的に何か。

A 10 専門医資格の取得又は更新に係る取組として、各学会が主催する学会や講習会、自身の自己研鑽につなげるため、手技症例を獲得するための他の医療機関における手術・処置等を想定しています。

Q11 コース・メンターである医師全員が「学会等への参加」の補助を受けることができるのか。

A11 当該年度において、コース・メンターとしての「活動」を行った医師のみが補助対象となります。具体的な活動としては、キャリア形成プログラム適用医師との面談等です。

なお、適用医師がいないコースにおいても、コース・メンター向け説明会への参加、地域枠医学生等を対象とした卒前支援プロジェクトである「ひむか塾」への協力などのコース・メンターとしての活動を行っていただいた場合は対象とします。

また、コース・メンターは各コース1名を基準としているため、異動等により年度途中で交代した場合、新旧コース・メンターのうちいずれか1名が補助対象となります。

様式第1号の「コース・メンター」の「取組」欄に、**具体の取組を記載してください。**

◎適用医師がいるコースのコース・メンター

適用医師と面談等を行っていただいていると思いますので、取組欄には「面談の実施（〇月〇日）」と記載してください。なお、複数回面談を実施している場合は、直近の面談1日のみを記載いただければ結構です。

◎適用医師がいないコースのコース・メンター

次のいずれかの具体的な活動を行っている場合に対象となります。

□コース・メンター向け説明会の参加

今年度 WEB で実施した「「宮崎県キャリア形成プログラム」コース責任者及びコース・メンター向け説明会」（第1回：6/26、第2回：12/4）へ参加した場合、対象となります。

取組欄には、「説明会への参加（両日、6/26 又は 12/4）」と記載してください。

※（ ）内は参加した日にちを記載。

□「ひむか塾」への協力

卒前支援プロジェクトである「ひむか塾」に協力した場合、対象となります。

取組欄には「ひむか塾への協力（〇月〇日）」と記載してください。複数回協力している場合は、直近の1日のみを記載いただければ結構です。

□その他

説明会への参加及びひむか塾への協力が原則です。もしこれ以外にコース・メンターとしての活動として計上したいものがある場合は、対象となり得るか確認しますので、取組内容に「その他」と記載し、コース・メンターとしての具体の取組内容を証する書類を添付の上、申請してください。内容がコース・メンターとしての活動と認めがたい場合は対象とできませんので、御承知置きください。